

1. 平成22年第3回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成22年4月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第98号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第99号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程5 議案第100号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第101号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程7 議案第102号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第103号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程9 議案第104号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程10 報告第3号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した案件

- 日程1 から日程10まで
- 日程11 議報告第5号 議長の辞職について
- 日程12 議選挙第1号 議長の選挙について
- 日程13 議報告第6号 副議長の辞職について
- 日程14 議選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程15 議報告第7号 議会だより編集特別委員会委員の辞任について
- 日程16 議報告第8号 行財政改革特別委員会委員の辞任について
- 日程17 議報告第9号 市有林管理特別委員会委員の辞任について
- 日程18 議報告第10号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任について
- 日程19 議報告第11号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の辞任について
- 日程20 議発第4号 議会だより編集特別委員会の定数について
- 日程21 議選任第1号 常任委員会委員の選任について

- 日程22 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
 日程23 議選任第3号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 日程24 議選任第4号 行財政改革特別委員会委員の選任について
 日程25 議選任第5号 市有林管理特別委員会委員の選任について
 日程26 議選任第6号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について
 日程27 議選任第7号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の選任について
 日程28 議案第105号 郡上市監査委員の選任同意について

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上市民病院
事務局 長 猪 島 敦

郡上偕楽園長 牛 丸 寛 司

市長公室
情報課長 遠 藤 正 史

国保白鳥病院
事務局 長 日 置 良 一

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 河 合 保 隆
補 佐

議会事務局
議会総務課長 羽 田 野 利 郎

◎開会及び開議の宣告

○議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成22年第3回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、議案が7件、報告が1件であります。どうかよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には13番 尾村忠雄君、14番 渡辺友三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（美谷添 生君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る4月13日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

本臨時会の会期は、本日4月20日の1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日4月20日の1日と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

◎市長あいさつ

○議長（美谷添 生君） それでは、開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いし

ます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成22年第3回の郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成22年第3回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、平成22年度に入り、本年6月に迫った「第30回全国豊かな海づくり大会」の回遊旗リレーの到着式が、去る4月16日にひるがのの分水嶺公園と石徹白の白山中居神社で行われ、議員各位にも御出席をいただきました。また「第17回2010さくら道国際ネイチャーラン」が4月17日・18日の両日開催をされ、走る人、支える人、そして沿道の桜が一体となって感動的なドラマが展開され、盛況のうちに終えることができました。こうしたイベントのほか、4月25日には旧大正町公園にかわる新しい公園が、また4月28日には道の駅古今伝授の里やまとに新たな施設、やまとの朝市旬彩館がそれぞれ竣工式を迎えることとなりました。4月に入りこれらの明るい話題を報告できますことを、大変うれしく思う次第でございます。

さらに、新聞報道等で既に御承知のことと存じますが、東海北陸自動車道の白鳥インターチェンジと飛騨清見インターチェンジ間の4車線化の推進にめどがつき、詳細は6月ごろに決まると聞いております。とにもかくにも、いわゆる凍結が解除されて事態が動き出しましたことは、郡上市にとっても朗報であり、喜びといたすところでございます。

このほか、国・県事業、制度等につきましても、市としましては国会審議の動向等を注視しつつ、国・県の対策等に即応して取り組むことといたしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、専決処分をした事件の承認についてでございます。全部で5件でございます。

まず、議案第98号は、郡上市税条例等の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正により、個人住民税の扶養控除の見直し、市たばこ税率の引き上げが主な改正点でございます。

同じく議案第99号は、平成21年度郡上市一般会計予算の補正について専決をさせていただいたものでございます。歳入の主なものは、固定資産税2億2,200万円、特別交付税4億2,393万2,000円、地方消費税交付金5,199万9,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,850万円、以上それぞれの増額。そして財政調整基金の繰入金3億7,652万9,000円の減額などござい

す。歳出の主なものは、減債基金の積立金4億9,024万3,000円、地域情報提供システム構築事業1,365万7,000円の減額、そして道路除雪経費7,300万円の増額でございます。公債償還利子8,918万9,000円の減額、経済対策交付金事業の確定、これは全部で15事業ございますが、その確定により4,150万4,000円の減額などがございます。以上の結果、一般会計といたしましては、歳入歳出それぞれ総額で4億860万1,000円を追加したものでございます。

同じく議案第100号は、平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算についてでございますが、医療給付費の確定による4,209万円の減額等により、歳入歳出をそれぞれ4,279万2,000円減額したものでございます。

同じく議案第101号は、平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、起債の借入利率の確定により、歳入歳出それぞれ175万4,000円を減額したものでございます。

同じく議案第102号は、平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算について、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、個別排水建設事業の事業費の確定による5,416万6,000円の減額等により、歳入歳出をそれぞれ5,639万8,000円減額したものでございます。

次に、議案第103号は、郡上市教育委員会委員の任命について同意を得るものであります。

次に、議案第104号は、平成22年度郡上市一般会計歳入歳出予算の補正をお願いするものでございます。主なものは、国の雇用対策事業の内示を受けまして、歳入として緊急雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金といたしまして280万9,000円、これによりまして3名を雇用するものでございます。そして緊急（重点分野）雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金1,543万4,000円、これによりまして7名を雇用するものでございます。そして、歳出といたしまして、ただいま申し上げました緊急雇用創出事業では、市有林台帳整備事業、地籍調査事業の2事業に248万6,000円、重点分野雇用創出事業ではグリーン・ツーリズム推進事業、地産地消事業など5事業に1,667万1,000円を計上いたしまして、一般会計補正といたしまして、以上の結果、歳入歳出それぞれ総額2,435万9,000円を追加しようとするものでございます。

以上が、本臨時議会に上程をいたしました議案の概要でございます。

このほか専決処分の報告1件がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（美谷添 生君） どうもありがとうございました。

◎議案第98号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） それでは日程 3、議案第98号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） おはようございます。

それでは、議案第98号につきまして、御説明をさせていただきます。

専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

この税条例でございますけれども、内容が複雑になってございますので、あらかじめ別途資料で概略説明をさせていただき、その後、新旧対照表におきまして改正した箇所をまた見ていただきながら説明にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

このつづりの一番後ろから2枚のところを見ていただきますと、「郡上市税条例の一部を改正する条例・資料」としまして上げてございます。

最初に改正の趣旨でございますが、このほど平成22年の国の税制改正によりまして、地方税法等の一部を改正する法律、さらにはその施行令、また施行規則、加えて国税収納金整理資金に関する法律の施行令の一部を改正する政令という改正がなされてございます。その公布ですが、3月31日に公布されまして、いずれも原則としてこの4月1日から施行されたということで、このほど専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告させていただくものでございます。

なお、法令の改正の概要として2点ほど上げてございます。これ以外にもございますけれども、主な内容ということで上げてございます。

一つが、個人住民税の扶養控除ということでございます。これは、このほどの子ども手当に関係しまして、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除、現行33万円ですが、これを廃止するということが1点ですし、それから16歳以上19歳未満のところでは、扶養控除の上乗せ部分、これは12万円現行でございますが、これが廃止になったということでございます。三つ目の〇のところでは述べております19歳から23歳、それから23歳以上70歳未満、このことにつきましては、現行どおりということで書いてございますが、内容の変更はございません。

なお、この内容につきましては、※印で述べておりますが、24年の分以降の個人住民税が適用という定めになってございます。

そして、2点目がたばこ税の税率の関係でございます。このほど市のたばこ税につきまして

は、1,000本につき1,320円の引き上げということでございます。こちらは旧の3級品以外のたばこにつきまして1,320円の引き上げということでございます。そして、旧3級品のたばこにつきましては626円の引き上げがなされるということでございます。

参考までに、県のたばこ税の関係と国の税の関係が下に記載してございますが、見ていただければと思います。

めくっていただきまして、2ページでございます。今般の税条例のところでの改正の内容をここで触れてございます。第19条、第31条、第48条、第50条の条項で、内容は一緒でございますが、改正がなされました。このところの中身はといいますと、法人税の一部改正によりまして、法人の清算所得課税が廃止という手続がなされてございます。このため、地方税法並びに法人税法の所要の改正がなされたということから、市の税条例につきましても、引用をしておるのがこの19条、31条、48条、50条にありまして、それぞれその修正をさせていただいております。

なお、今回の清算所得課税でございますが、通常の法人課税に移行したということで、これまで会社解散して清算する場合に、残余財産に課税するということがなされてございましたが、そうした課税方法が改められたという内容のものでございます。

それから、次の36条の3の2、3の3が新規で加わってございます。これは何かといいますと、このほど、今の扶養控除の関係でございますが、子ども手当の創設に伴いまして、所得税の関係の方では廃止ということになるわけなんです、住民税の関係につきましても、非課税限度額の制度を適用する関係上、どうしても必要な書類となってまいります。そのために給与所得者の扶養親族の申告書でありますとか、公的年金受給者の扶養親族の方の申告書でありますとか、この2点につきましてそれぞれ提出していただくという定めをさせていただいたということでございます。

それから、次の44条の関係でございます。ここでは年金の受給者の、特に65歳未満の受給者の方につきまして、これまで普通徴収の方法でもってその税を徴収するということを定めてございましたけれども、いろいろ不都合といいますか、不便が多いということから、給与所得に係る税がある場合につきましても、加算をしまして、給与からの特別徴収の方法でもって徴収できるようにさせていただくということで、改めさせていただくという内容になってございます。

それから、3ページの45条のところでは改正がなされてございます。これは、その前の44条のところでは新たに4項が加わりまして、従前の4項が5項になったということから、条項のずれということで、内容の変更はございません。

それから、次の54条の固定資産税の納税義務者の関係という項がございまして、この内容と

しましては、自治法の改正によりまして、その中に地方開発事業団という項目があるわけなんですけれども、今回廃止されるということから、字句が削除されるといった内容のものでございます。

それから、次が95条のたばこ税の関係、それから附則の16条の2、これはその特例の関係を述べておりますが、ここではそれぞれたばこの税率が引き上げられましたので、額が改正になるということでございます。これは10月1日からの適用でございます。

それから、同じく附則の15条の読みかえ規定、それから同じく15条の2の特別土地保有税の関係でございます。これは説明のところに述べてございますが、農業協同組合等の現物出資により設立されます子会社と申しますか、関連会社が取得します土地に関する特別土地保有税の非課税、これが今回廃止されたということで、その廃止並びに引用をしておる項目がございますので、今回その条例のずれを改めるということでございます。

それから、附則の19条の3も改正になってございます。これは新たに新設ということで加わったものですが、内容としましては、個人投資家の市場参加を促進する意味合いで設けられたわけなんです、平成25年から新たに非課税口座の中に少額の上場株式等の譲渡所得の非課税措置に関係しますその金額でありますとか、計算の字句が措置するように設けられたという内容のものでございます。

なお、この上場株式の上限ですが、その下段のところに概要として述べておりますが、取得額が100万円を超えない範囲内で、口座の開設から10年という期間で非課税扱いにするというような定めになってございます。平成25年1月1日から適用ということでございます。

それから、最後4ページを見ていただきますと、附則の20条の4、20条の5、これは租税条約に関係します所得税法、あるいは地方税法の特例に関する法律の一部改正により題名が改まったということで、内容の変更はございません。そのために、法律名でありますとか略称が置きかわるということで、平成22年6月1日からということでございます。

それでは、新旧対照表でいま一度ざっと見ていただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います、まず19条で、納期限後の納付する税金、あるいは延滞金の関係を述べてございます。ここでは新旧それぞれ変わったところに下線を入れてございますが、最初、「第321条の8第27項及び第28項」、これが新の方では「第321条の8第22項及び第23項」ということで、5項ほどずれてございます。これは先ほど言いましたように、清算所得の課税方法が変わったことによりまして、条項がずれまして、以下一緒でございますが、それぞれ読みかえをさせていただくということで、その下の「第5項又は第24項」につきましては「又は第19項」、5項が廃止になりまして、24項が19項に置きかわったということでございます。

次、2ページを見ていただきますと、同様の措置として、「第27項及び第28項」が「第22項及び第23項」ということで置きかわってございます。

その後の均等割の税率という31条がございますが、ここでもそれぞれ条項のずれで、「同項第1号の2」が「同項第2号」に、「同項第1号の3」が「同項第3号」に、それから「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」とありますのが「又は同項第4号」ということで、置きかわってございます。

それから、次に第36条の3の2、これは市民税の給与所得者の扶養親族の申告書ということで新たに挿入されたものですし、加えて、この後の4ページの36条の3の3につきましても同様に、こちらの方は年金の受給者の扶養親族の申告書ということで挿入されてございます。先ほど説明しましたように、非課税の限度額の制度の適用をさせていただく上で、こういった申告書が新たに必要になったということで、それぞれ記載すべき事項等をここで、特に32の1項につきましても、1号、2号、3号で記載内容等をここで定めてございます。後ほどのところでは、異動があった場合にどうするかとか、あるいは受理された日の提出をどういうふうに定めるというような内容になってございます。4ページの年金受給者の関係につきましても同様の内容でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、5ページの44条でございます。こちらにつきましても、市民税の特別徴収の関係の条項ということでございますが、65歳未満の年金受給者につきましても、特別徴収ができるような給与所得がある場合につきましても、措置に今回見直しがなされたということで、従来「及び公的年金等に係る所得」ということで、省く字句がここに加わってございましたが、新の方ではこの字句をなくしまして、特別徴収ができるような言い回しに置きかわったということで、以下、同様の「及び公的年金等に係る所得」という文言が削除されてございます。6ページの上段のところまでは同様の手続がとられてございます。

次に、新で4項が加わってございます。これは65歳以上の年金受給者につきましても、現在も特別徴収がなされておりますので、このことにつきましても除外するということでの文言が、4項としてここにに入れてございます。

それから次、45条の旧では「前条第4項」とありますが、新では「前条第5項」ということです。これは条項のずれにより調整をするもので、内容の変更はございません。

それから次、7ページの法人の市民税の申告納付というところで、それぞれ条項が置きかわってございます。最初のところで言いますと、「第5項、第24項、第27項及び第28項」とありますのが、「第19項、第22項及び第23項」ということで、先ほどの19条並びに31条と同様に、ここでも清算所得課税の関係での条項のずれを修正させていただいたということで、あとは一つずつ読み上げませんが、そういう条項のずれを直してございます。このずれにつきま

しては、めくっていただきまして、8ページ、9ページ、10ページの第50条のところまで同様に条文のずれを訂正してございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから次、10ページの54条の第6項でございます。「、地方開発事業団」という文言が新の方では削除されてございます。これは先ほど概要で説明しましたように、地方自治法の一部改正によりまして、今回、廃止するという手続がなされておるからでございます。

それから次、11ページの第95条でございます。ここではたばこの税率につきまして、「3,298円」を「4,618円」ということで改めてございます。

そして、附則へ行きまして、第15条、読替規定という規定が入ってございます。その下に15条の2という項があるわけなんです、特にこの読替規定につきましては、先ほど概要で説明しましたが、農協等の出資によりまして設立した法人が取得する土地保有税等の取り扱いが廃止になったということで、この読替規定がなくなるということでございます。それに伴って、「第15条の2」が「第15条」に置きかわるというものでございます。

それから次、16条の2でございます。これはたばこの税率の特例、いわゆる旧3級品のことを指してございますが、現行「1,564円」を「2,190円」に改めるということで、税額を改正させていただくということでございます。

それから次、19条の3で、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例という項目でございます。今回、従前の19条の3が削除になり、新たにこの項目が加わってございます。1項、2項が加わってございます。これは先ほど言いました小口投資家といいますか、そういった景気刺激策の一環の中で、非課税口座の少額上場の株式等の譲渡所得につきまして、事業所得、あるいは譲渡所得の区分をここで設けて計算するという内容の字句が挿入されたということですし、2項の方では、これらの支払い等における定めにつきまして述べてございます。

それから、次の第20条の4以下のところですが、ここでは租税条約の実施に伴う所得税法、それから法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、左の方を見ていただきますと、租税条約の後に「等」が1字加わってございます。いわゆる法律名が変わったということで、以下一緒でございますが、文言の訂正がなされてございます。このことに伴って、その下に「租税条約実施特例法」とございますが、こちらの方にも「租税条約等実施特例法」ということで、略称につきましても字句の挿入がなされたという内容でございます。内容としましては全く変わりませんが、法律名が変わったということによる訂正でございます。以下、この関係で15ページまでそれぞれ所要の箇所が訂正されてございます。

そして、最後でございますが、恐れ入りますが、附則を見ていただきたいと思います。5ページでございます。

第1条、施行期日ですが、この条例は平成22年4月1日から施行するというので、ただし、次に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するというので、原則4月1日施行ですが、1号から5号につきましては、それぞれその定める施行日をもって実施するというのでございます。一つ一つ説明しますのは割愛させていただきますが、そういう施行日が定められたということでございます。ただし、この5号につきましては、54条の6項の改正、これは何かといいますと、先ほどありました地方開発事業団を廃止するという手続がなされてございまして、今般の国会で審議中ということで、まだ可決されてございません。審議中のためにここには入ってございせんが、され次第、この法律の番号でございせんとか、施行日も入れて公布させていただくという内容になってございます。

そして、第2条では、市民税に関係します経過措置、それから第3条では、固定資産税に関係します経過措置、第4条では、市のたばこ税に関係します経過措置等につきまして、施行日等の関連とか、もろもろの円滑実施するための経過措置が定められてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 一応読ませてもらったけれどもなかなかわかりにくいものですから、今説明をお聞きしたんですが、なかなかやっぱりわかりにくいということで、一部説明していただけるといいと思いますが、一つは、附則の中の6ページで、法律が今国会にかかっているということから、第何号というやつもこれは入っておりませんが、こういうかかっていないものについて、大体通るからというようなことで出されるのか、この意味がちょっとはつきりしないんです。先取りするといいますか、そういう格好になっているような気がするんで、その辺の説明をひとつお願いします。

もう1点ですが、条例の中なんですが、株式等について優遇措置がなされておいて、その部分がかこへ出てきておるということで、この内容については、僕は株式の優遇措置が、一部大きな投資をしておるところへどうしても集中して、そこが優遇措置を受けておるということで問題があると思っておるんですが、この郡上の場合において、額もそんなにありませんしなんなんですが、この改正の持つ意味がどうもつかめないんです。その辺の説明をお願いします。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） ただいまの御質問の、施行日等の定めのあるものとなないものという

ことであつたかと思いますが、この施行日の1号から4号につきましては、それぞれ既に法律が通つておるということで決まつたものですので、施行日も入れてございますし、このとおり運用されるという内容のものでございます。

ただし、5号につきましては、先ほど言いましたように、現在まだ審議中ということで、手続中のために、現在のところはまだこうした地方税法の税条例の改正につきましては、予定と申しますか、今後、国で法律が通るといふような前提のもとで入れさせていただいておるといふことで、決定次第、ここに施行日、あるいは法律番号を入れていくということですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、もう一つの附則第19条の改正に伴います非課税口座の上場株式等の関係での特例のことでございますが、このことにつきましては、先ほど少し触れましたけれども、平成25年から創設されるということで、1月1日からの適用となつてございます。その平成25年からですが、現在予定では、実施されます上場株式の税の本則の課税が、現在は20%の課税が定められておりますが、今の景気浮揚の関係から、10%に緩和されてございます。これが戻るといふこともありまして、平成25年の折に非課税の少額で開設されます株式の取引等、いわゆる100万円を超えない範囲につきましては、10年を限つて優遇措置と申しますか、非課税というようない取り扱ひのもとで、景気浮揚と申しますか、そういう対策が今回講じられたといふふうを受けとめてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添 生君） ほかにございせんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 専決処分でありますので、大変総務部長の懇切丁寧な御説明をいただいておりますので、理解をすべてするわけにはまいりませんが、趣旨としてはよくわかつておるんですが、単純なことでお尋ねしておきたいんですが、個人市民税に係る給与所得者ないしは年金受給者の扶養親族の申告書を提出するといふことが新たに、いわゆる子ども手当にかかわる廃止の部分からひっかかつてきて、住民税に関しては限度額を把握するためには申告しなさいといふ説明をされておるんですが、そのいずれも現実には年金受給者は年金機関には現況報告といふことで、扶養者はすべて申告しますね。それから、給与所得については、年末調整等々では扶養状況も全部報告することになっておるんですが、そういうことをもつて簡便に終わりと、改めて申告するまでもなく、そういう資料等々があるわけですから、それでもつて改めて申告する必要があるのかないのかといふことだけ、確認の意味でお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 今回のこの給与所得者の、あるいは年金受給者の扶養親族の申告書の関係でございますが、いずれにしましても、それぞれの支給者を経由して市長に出していただくという定めでございますので、改めてといたしますか、この手続に基づいてお願いをしていくと。

このことは、今議員おっしゃいましたが、いずれにしましても、23年から年少の扶養親族、16歳未満に対する扶養控除が廃止されるということに伴って、いわゆる所得税においては扶養となったわけなんです、今般の住民税の関係では、どうしてもやはり独自の制度ということでもありますので、こういった申告書を出していただくような制度ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第98号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第99号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程4、議案第99号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第99号につきまして御説明をします。

専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））でございます。

平成21年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。平成22年4月20

日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億860万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億7,171万2,000円とする。2項につきましては省略させていただきます。

繰越明許費の補正でございますが、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それから地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

恐れ入りますが、7ページを見ていただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正、1追加でございます。

総務費の総務管理費、財産管理費で66万1,000円の増でございます。それから土木費の道路橋りょう費、市道整備費で3,300万円の増、合計で3,366万1,000円でございます。この2件は、いずれにしても工事費になってございますが、工期内、年度内の完了ができないというような状況でございますので、繰り越しの手続をさせていただくというものでございます。

それから、次の2変更ですが、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、金額が1,272万3,000円を1,343万2,000円に変更ということで、このことにつきましては、施工をしている中で内容の変更、あるいは追加等がございまして、額を変えさせていただくものでございます。

それから次、8ページをお願いしたいと思います。

第3表 地方債の補正の変更でございます。額をそれぞれ変更させていただきました。

一般単独事業で12億1,190万円を12億2,080万円に。その内訳ですが、合併特例事業で11億9,860万円を12億750万円に改めるものです。それから次に辺地対策事業ですが、5億6,500万円を5億5,300万円に、それから補助災害復旧事業ですが、4,820万円を4,910万円に、それから過疎対策事業で2億6,360万円を2億6,280万円にと。合計で33億7,784万4,000円を33億7,484万4,000円、額は一緒でございます。いずれにしても、事業の確定に伴いまして、地方債につきましても改めさせていただくということでございます。

それでは、以下歳入から御説明をしたいと思いますが、あらかじめ議員の皆様には3月補正で事業概要説明一覧表を別途お届けしてございます。こちらの方では、歳入が1ページから4ページにかけて主な補正理由を入れてございます。そして、歳出の関係は5ページから7ページにわたりまして、それぞれこんなような事由で補正をしたということで入れてございますので、またお目通しもいただきたいと思います。いずれにしても、今回の補正につきまして

は、税を初め、歳入の予算が確定をしたこと、あるいは進めてきました事業が確定したということで補正をしてございます。

最初に、歳入でございます。

市税で、固定資産税ですが、2億2,200万円の増でございます。これは大規模償却資産等の配分額が確定したといったことが主な事由でございます。

それから次、地方譲与税の地方揮発油譲与税でございますが、528万9,000円の増です。

以下、次の13ページですが、交通安全対策特別交付金のところでございますが、いずれにしましても、交付金が決定をしてきたという事由に基づくものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

地方譲与税の自動車重量譲与税で1,324万5,000円の増。

それから、次、同じく地方譲与税の地方道路譲与税ですが、こちらで858万8,000円の増。

それから12ページを見ていただきまして、利子割交付金ですが、27万1,000円の増。

それから、配当割交付金で36万8,000円の増。

次に株式等譲渡所得割交付金75万3,000円の増。

それから地方消費税交付金でございますが、5,199万9,000円の増。

次がゴルフ場利用税交付金ですが、560万8,000円の増。

それから、自動車取得税交付金ですが、こちらは減額となつてございますが、3,424万3,000円の減。

それから地方交付税でございます。4億2,393万2,000円の増ということで、内訳は特別交付税でもって今回これだけの増をいただいています。特に除雪関係で今般費用が増嵩したというようなことが特別交付税として配慮していただけたものというふうに受けとめてございます。

それから、交通安全対策特別交付金ですが、59万5,000円の増でございます。

14ページをお願いしまして、分担金及び負担金の農林水産業費分担金で2万6,000円の増。これは事業費の増額によるものでございます。

それから次、国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金で7,671万9,000円。内訳としまして、地域情報通信技術利活用推進交付金では減額の178万1,000円ということですが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金では7,850万円の増ということから、こういう額になってございます。

それから、民生費国庫補助金で34万2,000円の減。このことにつきましては、県の補助金等の組み替えの関係で、そちらの方ではふえてございます。

それから、消防費国庫補助金38万5,000円の減。事業の確定に伴います消防施設関係の補助金でございます。

それから、教育費国庫補助金1,366万6,000円の減ですが、教育総務費の補助金で36万9,000円の減、これは幼稚園就園奨励の関係です。それから小学校費の補助金で1,034万5,000円、理科教育の関係、へき地児童生徒援助費、それから学校情報通信技術環境整備事業ということで、それぞれ事業の確定に伴いまして減額してございます。中学校費の補助金では295万2,000円の減。こちら理科教育の関係、それから学校情報通信技術環境設備の関係ということで、事業の確定によるものでございます。

次、国庫支出金の委託金の総務費委託金で95万2,000円の増でございます。これは後ほど出てきますが、当初県の支出金で組んでございましたが、こちらの方へ組み替えるように指示がございまして上げてございます。投票人名簿システムの関係での交付金ということでございます。

それから次、県支出金の県委譲事務交付金30万9,000円の減額。これは県の委譲事務の関係ですが、処理件数等の確定によりましてこういう額になってございます。

それから、県支出金の県補助金、民生費県補助金で34万2,000円。これは先ほどの国庫補助金のところでございましたが、こちらの方へ組み替えたということでございます。安心こども基金補助金でございます。

次が農林水産業費県補助金、減額の165万6,000円。林業費の補助金としまして、産直住宅建設の支援関係と森林整備の関係で、事業確定によるものでございます。

それから災害復旧費県補助金82万円の増ということで、これは事業の確定に伴いまして額がふえてございます。

それから次、県支出の委託金で総務費委託金、減額の916万5,000円ということでございます。選挙費の委託、衆議院議員選挙の事務費ということで、確定によるものでございます。

それから、土木費委託金737万円の増と。こちらは道路橋りょう費の委託としてございますが、県用地補償の業務でありますとか県管理道路の除雪関係での委託金を受け入れてございます。

それから次、教育費委託金、減額の249万1,000円。学校支援地域本部事業の事業実績で、減額でございます。

次、16ページを見ていただきますと、県支出金の県交付金で、投票人名簿システム構築の関係です。先ほど国庫支出金のところでもございましたが、こちらの方を減額させていただくと。組み替えでございます。

それから、財産収入売払収入、不動産売払収入ですが、870万8,000円の増。一つは、土地建物の売り払い1,270万8,000円、これは3ヵ所分の普通財産等の売り払いでございます。それから立木の売り払いで400万円の減額と。このことにつきましては、事業を条件不利の公的整備

に組み替え、繰り越しをしたというようなことから減額になってございます。

それから、寄附金で一般寄附金167万1,000円でございます。

そしてふるさと寄附金で283万円の増と。これはさきの議会でも補正させていただいておりましたが、ここではこの2月から3月末までに申し出のあった寄附の総額というものでございます。

それから、商工費寄附金で2,000万円上げてございます。これは明宝の特産物加工株式会社からこのほど御寄附をいただきまして、計上してございます。

次、繰入金でございます。基金繰入金、財政調整基金でございますが、減額の3億7,652万9,000円ということで、当初、取り崩しを予定してございましたが、繰り入れを見合わせるということで減額してございます。

それから、特定目的基金繰入金で354万1,000円の減額ということです。中身としましては、公共施設整備の基金繰り入れで215万7,000円、それから教育文化振興の基金繰り入れで1万5,000円、地域振興の基金繰り入れが4万8,000円、産業振興が132万1,000円ということで、いずれも事業の確定によりまして減額手続をとってございます。

それから、雑入で279万4,000円の増です。総務費では10万円の減。これはコミュニティ事業助成の関係ですが、事業の確定。それから農林水産業費では289万4,000円ということで、これは換地関係の処分の精算金をここで受け入れてございます。

次に市債ですが、消防債で減額の150万円。辺地対策事業、それから過疎ということで、事業の確定によるものでございます。

それから教育債が240万円の減。小学校債で、こちらも事業の確定ですが、合併特例債で890万円の増。それから辺地対策債で1,130万円の減ということです。この合併特例債につきましては、起債の組み替えと申しますか、有利な起債を使ったということで、今回、合併特例債がふえまして、あるいは辺地債が減るという内容になってございます。

それから11の災害復旧事業債ですが、90万円の増ということで、こちらは事業費の確定によるものでございます。

次、18ページの歳出でございます。なお、このところから、説明のところ、事業だけじゃなくて、額の入っていないものがございます。これにつきましては、財源の組み替えということで、額に変更を来さなかったものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず一般管理費ですが、これは財源の組み替えで14万6,000円、給与費で組み替えさせていただいております。

それから財産管理費5億1,426万5,000円の増ということで、委託料、工事請負費、備品購入費、積立金。積立金では、5億2,578万1,000円の増ということでございます。説明欄に上げて

ございますように、公用車の更新事業から市有林の整備事業につきましては、それぞれ事業が確定をしまして、その額を調整したということですし、基金の方につきましては、全体の中で、減債基金につきましては積み立てをさせていただくということで4億9,024万3,000円、それからその他の特目で3,270万8,000円、ふるさと応援基金の関係で283万円ということでの積み立てを上げてございます。

次に企画費でございます。146万1,000円の増で、負担金、補助及び交付金のところの事業費としましては、広域行政の事務費で上げてございます。これはふるさと基金の運用益の確定によりまして、これだけの額を計上してございます。

それから次が情報管理費で減額の1,365万7,000円としてございます。報償費、旅費、委託料で上げてございますが、いずれにしましても、地域情報提供システム構築事業の確定によりましてこうした措置をさせていただいております。

それから、次が総務費の戸籍住民基本台帳の関係でございます。ここでは財源の組み替えということで、8,000円を給与費の関係で組み替えさせていただいております。

それから、次が選挙費の選挙管理委員会費です。ここでも国庫支出金と県支出金のところでの組み替えが一つございます。

そして衆議院議員の選挙費でございます。919万円の減ということで、報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、次20ページを見ていただきまして、役務費、それから委託料、使用料及び賃借料、備品購入費と、いずれにしましても事業の確定によりまして減額させていただきます。こちらの方は1カ所での開票ということもありますし、全般に選挙費につきましては、かなりの額を委託料ということで受け入れておるという経緯もありまして、実績としましてこういう手続をとってございます。

それから民生費の社会福祉費、社会福祉総務費、こちらは財源の組み替え。

それから老人福祉費で減額の388万8,000円、これは特別会計への繰り出しということでございます。

次、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費、こちらの方も財源の組み替えでございます。

保育園運営費につきましても、同様でございます。

それから、衛生費の保健衛生総務費588万8,000円の減額でございます。これは簡易水道特別会計への繰り出しが、事業の確定によりましてこれだけ繰り出さなくてもよくなったということでございます。

それから、衛生費の環境衛生費でございますが、362万7,000円の減額。こちらの方も下水道特別会計への繰り出しのところで減額とさせていただいております。

それから、次が塵芥処理費ですが、これは財源の組み替えということでございます。

22ページを見ていただきますと、農林水産業費の農業費、こちらも農業委員会、農業総務費、農業振興費、畜産業費におきまして、それぞれ財源の組み替えを行ってございます。

それから農地費ですが、農地総務費、減額の354万4,000円。これは下水道特別会計の事業の確定によりまして、減額措置をさせていただいたということです。

土地改良費につきましては、財源の組み替えということです。

それから、林道費の林業振興費で49万円の減額ですが、産直住宅建設の支援事業、これは事業の確定によりまして減額としてございます。

それから、林道費では財源の組み替えです。

それから、商工費の商工総務費、こちらは財源の組み替え。

それから商工振興費52万1,000円の減額。こちらの方は、商品券の発行支援の関係での事業確定によるものでございます。

それから、観光施設費につきましては、財源の組み替えということでございます。

次、土木総務費551万6,000円の減額でございます。繰出金といたしまして、下水道特別会計へのそれぞれ特環、公共におきます繰出金の減ということでございます。

それから、道路橋りょう費の関係での道路維持費、それから道路新設改良費、橋りょう維持費、こちらにつきましては財源の組み替えとしてございます。

除雪対策費7,300万円の増ということで、こちらは除雪費、今回の大雪によります最終の補正ということで上げてございます。

それから次、河川費の河川改良費、こちらは財源の組み替えでございます。

それから、次の都市計画費につきましても同様でございます。

それから、消防費の常備消防費ですが、こちらも同様に財源の組み替え。

それから消防施設費253万9,000円の減額。こちらは消防施設整備、防火水槽等の整備を行ってございますが、事業の確定によるものでございます。

それから次、26ページを見ていただきますと、災害対策費で減額の498万4,000円でございます。避難所看板の設置等の事業を行いました。事業の確定によりまして減額させていただいております。

それから、教育総務費の学校通学対策費、減額255万8,000円でございます。備品購入費で上げてございまして、スクールバス購入の確定によるものでございます。

次、小学校費の学校管理費、減額456万3,000円。備品購入費、こちらもパソコンの導入ですが、校務用の端末整備ということでの事業確定でございます。

次の教育振興費1,155万円ですが、工事請負費と備品購入費で減額してございますが、それぞれ事業の確定によるものでございます。

学校建設費につきましては、財源の組み替えでございます。

それから、中学校費の学校管理費229万8,000円。これは備品購入費で上げてございますが、校務用の端末整備の実績によるものです。

それから、教育振興費の504万6,000円の減額。こちらは工事請負費と備品購入費で上げてございますが、中学校の理科関係での整備、それから端末、LANの整備、それから教育振興ということで、事業確定によるものでございます。

それから次、幼稚園費でございますが、220万円の減額でございます。28ページを見ていただきますと、就園奨励費の関係での事業の確定によるものでございます。

次、社会教育費の社会教育総務費、減額の248万7,000円でございます。報償費、旅費、需用費、役務費ということで上げてございますが、学校支援地域本部事業の事業確定によるものでございます。

それから文化財保護費、こちらは財源の組み替えでございます。

それから、社会教育施設費490万3,000円の減額ということで、工事請負費のところに組みせていただいておりますが、文化施設の整備、あるいは文化センターの施設整備ということでの事業確定によるものです。

それから次、保健体育費の体育施設費320万4,000円の減額。需用費と公有財産の購入費でそれぞれ上げてございますが、この体育施設整備事業の320万4,000円につきましては、大和の総合センターの用地購入の単価が確定しまして、減額措置をとらせていただいております。

それから次、災害復旧費の林業施設災害復旧費171万7,000円の増でございます。需用費、工事請負費で上げてございますが、いずれにしましても、事業の確定によりまして追加事業をして増になってございます。

それから公債費ですが、利子で8,918万9,000円の減ということでございます。公債費の利子の確定によるものでございます。

以上、長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ちょっと補足の説明があるようですので、お待ちください。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 先ほど私の説明の中で、8ページですが、「第3表 地方債補正」の額を読み上げさせていただきました。説明の中で補正前の額と補正後の合計額が同じ額というような説明の仕方をしました。正しくは、補正前が合計33億7,784万4,000円、補正後が33億7,484万4,000円という額でございますので、訂正をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（美谷添 生君） 質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） たくさんあるようですので、それではここで暫時休憩をいたします。
再開は11時ちょうどといたします。

（午前10時49分）

○議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（美谷添 生君） 議案第99号に対する質疑を続けます。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） この補正予算の事業概要説明一覧表の方で質問させていただきます。

特に補正のパーセンテージの大きかったもの、これは6ページになりますが、92126、93076、この二つの校内LANの整備事業、ほとんど4割ほどで終わっておりますので、この説明をいただきたいのと、それから一番下にあります95052、学校支援地域本部事業、これも4割減になっています。この三つについて、御説明いただきたいと思います。

○議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 小学校、中学校のLANの整備事業でございますが、この補正額といますのは、事業確定で、入札差金ということになってくるわけでございますが、予想以上に低価格であったということでございまして、一度業者を呼びまして確認もさせていただいたところでございます。業者につきましては、以前から市外の県立高校等の工事実績もありまして、そのノウハウを習得していたということと、それから原材料等につきましては、通常の単価でということでございましたが、工事箇所が市内であったということで、コストの抑制に努めたということで、あくまでこれは企業努力の結果によるものであるということを確認させていただいたところでございます。

それから、学校支援地域本部事業につきましては、これもかなり補正額が出てございますが、ほとんどの事業費が各地域に1人ずつコーディネーターという者を配置してございます。7人配置しておるわけでございますが、そのコーディネーターの報酬が主な事業費を占めてございます。その出役、あるいは会議の回数等が、当初予定をしておりましたものより少なくて済んだということでございますが、結果的に事業として何をやったかといいますと、郡上市内の各

地域から学校を支援していただくボランティアを抽出したということで、二百何十名のボランティアを登録していこうという目標に対しまして、四百数十名のボランティアの方に登録していただける結果となったということをございまして、事業費としましてはこういう結果でございますが、成果としましては上げさせていただいておるという状況でございますので、よろしくをお願いします。

(「了解しました」と12番議員の声あり)

○議長(美谷添 生君) ほかはございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 一つ目は、一覧表の方の5ページの21572、下から7番目ですが、地域情報提供システム構築事業、これも補正がかなりありますので、減額がどういう内容なのか、減額された内容について聞きたいと、大きいなというように思いました。

それから、次の6ページの、これは歳出にも関係しますが、道路除雪経費ということで出ておりますが、全体としてことし除雪費がどれだけあって、先ほども特別交付金はかなり出されておるということでしたので、その内容、交付金の内容ははっきりしないというようなこともいつも説明がありますけれども、その点についてお伺いをしたいというように思います。以上、お願いします。

○議長(美谷添 生君) 田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 初めに今の地域情報の関係でございますが、この仕事につきましては、いわゆるデータ放送のシステム構築の事業でございます。これは100%の補助をいただいて、テレビにおきましてインターネットで情報をとるというふうな、さまざまな情報を自分のとりたいときにとれるというふうなものをこの5月から本格運用したいということで、今準備をさせていただいております。

そこで、当初はこの設定をするのに当たりまして、郡上の今のCATVの放送の関係、システム構築の関係からいきました設計がこの金額になってございましたが、入札をした結果、当初の金額よりも相当低い金額でこれにこたえていただけたということで、そこでこういうふうな金額に落ちついたわけでございます。そういう経緯でございますが、現在、詳細な数字の積算のものは手に持ち合わせておりませんが、その入札の結果というふうにして受けとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(美谷添 生君) 井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) それでは、除雪費についてお答えいたします。

除雪費につきましては、全体で5億5,882万4,000円ということになります。内訳といたしま

しては、委託費が主でございますけれども、委託費、需用費等でございます。以上でございます。

交付税については、総務部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 特別交付金の関係、交付税の関係でございますが、当初5億8,500万円計上しております、今回4億2,393万2,000円ということで、トータルとしまして10億893万2,000円になったということでございます。

それで、お尋ねの除雪と、今回の特交での増ということでの関係でございます。あくまでもこの特交につきましては、この分野でこれだけをと積算に基づく数値が示されておることではございません。それで、これはあらかじめ担当の方から県の市町村課の方へ聞き取り調査をさせていただいております。その中の事柄から申しますと、昨年、郡上ではこの除雪に関しまして9,616万1,000円、除雪費ということで使っておりますのが、ことし4億2,549万5,000円ということで、約4.4倍に膨れ上がったということでございます。県内の他市の除雪に関する費用の増嵩等を見たときに、ちょっと御紹介しますと、高山の方では昨年の3倍、飛騨では2倍ということで、飛び抜けて郡上で雪が降ったということから、今回、特交の配分に当たりましては、その辺の要素をかなりカウントしていただけたものというふうに受けとめてございます。ただ、それがどの割合でどうなんだというような積算の根拠そのものにつきましては、そういう意味でつかみかねておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほどの地域情報システムについては、入札が低かったということのようですので、入札は何社によるものかお聞きしますし、関連して、先ほどのLANについても、入札が何社入札されておるかをお聞きしたいと思います。

なお、先ほどちょっと繰り間違えたんで申しわけないんですが、4ページにあります合併特例債と、それから辺地対策事業債を有利な方へ振りかえてということが書いてありまして、その中の合併特例債の方を890万入れまして、それから辺地の方は1,130万で、ちょっと差があるので、説明欄にはどちらもスクールバス購入と書いてありますので、中身について、この差はどういうことで出ているかもお願ひをしたいと思います。

○議長（美谷添 生君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ちょっと資料を取り寄せて御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 申しわけございません。資料を取り寄せてさせていただきますので、

お願いします。

○議長（美谷添 生君） そうしましたら、後ほどの答弁ということで、ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ちょっと野田先生のやつとダブる部分もありますが、まず特交につきまして、トータルで、今年度、21年度は10億円という特交が交付されるということで、除雪の対策ということで、ある程度市の方のそういう働きかけもあって増額になったと思いますが、この10億円というものは、平年比でいくと、特交というものは、雪でどれだけ来るということとはわからんという話ですが、通常で見れば、郡上市の場合はどのくらいが見込まれておったのかということをおそらく確認させていただきたいということが1点と、それから、収入の説明の中で、固定資産税の大規模償却資産の総務大臣配分というのは、2億2,000万というのは、これは中身がどういうものになってきておるのかなあということをお教えいただきたいと思えます。

それからもう1点、3点目、これもちょっと野田先生のとダブるんですが、有利な起債ということで、辺地債を落として、合特債に持っていったということがどうも解せんのですけれども、交付税算入からいったって辺地は80%元利があると思うし、合特だったら66%ぐらいしかないのが、何でそれが有利になるのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思えます。以上3点。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） まず私の方から、今の固定資産の大臣配分のところでの増嵩が、収入によって2億2,000万余の増になったということで御説明しました。この大臣配分の関係ですが、特に多いのは中部電力の関係です。こちらの方が額としまして9,710万円ほど、いわゆる償却資産の関係で郡上市に割り当てといたしますか、20年度と比較しますと多く配分通知が来てございます。やはり20、21年度の比較ですので、中には減った分もありますけれども、ふえたものという中での全体的な構成です。特に多いのは、今言いましたように中部電力が去年と比較しまして9,700万円余の増になったということが大きな要素でございます。あとこれ以外に知事配分というものもございまして、こちらの方は逆に減ってございますが、例えば長鉄関係か何かの資産につきましては、こちらは知事配分の分野ということで定められてございます。特に電力関係とかN T T等のそういった資産によるものというふうに御理解いただければと思えます。

それから、先ほど辺地債から合特債へ切りかえてということで御説明をしました。そのことにつきましては、辺地債の場合は、今回の事例はスクールバスの購入に当たっての事業で辺地

債を使いたいというふうで当初予定しておったんですが、辺地債の積算の中に入ってきますと、利用者数その辺地内に何人あるかというような最終的な積算の段階で、いわゆるそれですと、実際100%辺地地区の人だけが利用するならいいんですけども、それ以外のところを含めると、例えば半分ないし半分以下になるということで、辺地債が実質その分目減りするということから、両方との対比をした折に、合併特例債の方が有利という判断のもとで、そちらに切りかえをしたというのが有利な方へといった主な内容でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（美谷添 生君） 先ほどの4番議員の質疑に答弁をお願いします。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ちょっと資料を持ち合わせておらずに失礼いたしました。

昨年の12月の入札ということですが、3社でございます。名古屋に本拠を置くこうした専門の会社でございますけれども、途中で1社辞退されたということで、2社となりましたが、先ほど申し上げましたように、郡上ケーブルテレビの自主放送設備の中で、データ放送システムを組み合わせて、随時、例えて言いますと、お悔やみ情報も含みますし、あるいは保健、医療、福祉、あるいは道路情報、天気予報等々がテレビの中で非常に簡単に入手していただけると、そういうシステムを構築すると。そして、それをデータとしてつくり、それを皆さんのところにお届けしていくというふうな設計でございますので、当初の設計が委託料としまして3,675万ということですが、結果的には63%ほどで落ちておりまして、入札差金で1,365万という金額のこの委託料の分につきまして減額をさせていただいた。その他の諸経費を入れまして、全体では1,365万7,000円ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） わかりましたが、2社ということで、特殊なことについてはどうしても少のうなるのはやむを得ないというように思いますけれども、どうしてもそういうところが落札いたしまして、そこに依頼せざるを得ないというような状況があるということで、僕は心配もしておるんです。今回の場合も、安く工事はできたんですけども、例えば後の運用については結構高いお金が要るんじゃないかというような心配もしておるんですが、その点の心配は杞憂なのかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（美谷添 生君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 大変申しわけありませんけれども、このデータ放送の運用の経費につきまして、よく調べて御報告をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 先ほど清水議員から、特別交付税の通年はどれぐらい交付税を受け入れておるかという御質問に対する答弁を落としてございましたが、20年度ですと8億8,500万円、それから19年度ですと8億3,400万円、18年度は逆にちょっとふえておりますが、9億3,100万円ということで、大体8億ないし9億の前半ということでこのところは推移をしてございます。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 今の件は了解しました。

先ほど総務部長から、大規模償却資産税のことですけど、中電から9,700万の追加ということで、それが大きいのか小さいのか自分もわからないんですけども、その償却資産の価値が確定でそれだけ増設したとか、そういうことで、最終的に申告を待って市の分が配分されてくるということだと思えるんですけども、これは市が固定資産税として課税をしておる部分ということなんですか。何か納付金のような気がしたものですから、入りの方のあれとして、中電さんへ償却資産を課税しておる部分で、大規模なものは国が確定して配分をよこすと、そういうシステムになっておるのか、全部でどれだけなのか、わかったら教えてほしいんですが。

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 大規模償却資産の大臣配分の21年度の総額のところでございますが、全体としましては5億5,096万2,000円の税を見込んでございます。これが、平成20年度の大臣配分の関係の分ですが、4億5,588万円という額になってございます。ここで差し引き9,500万円余の増ということでございます。それで、この標準額等の積算の持ち合わせはございますが、いずれにしても、最終的にはそういう決定に基づきまして額として確定するというところで、手続をとらせていただいております。

○15番（清水敏夫君） 償却資産がふえたということなのか、そういうこととは別に配分が来るんですか。

○総務部長（山田訓男君） 償却資産がふえたということです。

（「わかりました」と15番議員の声あり）

（「合併債と辺地債の差がありますね、300万ほど」と4番議員の声あり）

○議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 4ページの合併特例債が890万円の増で、辺地債が減額の1,130万円のところの御質問でございますが、有利なと言いましたが、先ほど清水議員に御説明しましたように、最初は辺地債の方で口小のスクールバスを買うように予定させていただいたと。申請といえますか、調整の結果、辺地債を予定どおり満額受ける場合、全地域が辺地地区の子

どもぼっかりならいいんですけれども、そうでないという状況が判明しましたので、有利なということで合併特例債に切りかえたと。この1,130万円の減額の中身につきましては、当初の入札差金の前に組んでございますので、予算計上の段階で組んでおりますので、入札をしました折に減額したということも含めて下がってございますので、よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) それぞれ質問がありましたので、若干関連のような形になってまいりまして申しわけないんですが、市長公室長をいじめるつもりは全くないんですが、申しわけない。一部それに触れられておる内容でございましたが、情報通信の関係でございましてけれども、地域情報提供システム構築事業ということで、CATV関連の事業の結果における差金等が発生したという、入札についても経緯が説明されましたが、一つだけ、郡上市は、御承知のように情報通信事業については合併前から一つの大きな事業計画として、地域情報通信基盤整備事業ということで、平成14年の合併前ですから、30億という予算概要の承認を求めまして、それに基づいた情報通信の構築事業をずっとやってきたわけでございまして、今日続いておるんですが、その中には、いわゆるCATVの関係、テレビ事業、あるいは通信事業ということで、インターネット事業とかIP電話関係、音声告知の事業等々が絡み合いながら今日まで事業継続をしておるわけなんです。ただいま説明がありましたように、入札ということもあったんですが、一つだけ、経理担当者というか、室長レベルでお答え、お見えになったばかりですから、そう深い過去の経緯とかは御存じないというふうに思いまして、これは新聞で報道されましたように、大変大きな報道がされておりますね。それは、4社、いわゆる光ケーブルにおけるカルテルを公取で指摘されまして、課徴金160億というようなものを求められたと。独禁法違反ということの事例が報告されておりますが、その中に、大手4社ということで、フジクラという会社名があるんですが、私ども、たびたびこのフジクラという企業名につきましては、情報通信関連の事業の中にお聞きをする会社名でありますから、いささかそういう点では心配をしておるんですが、郡上市との情報通信、地域基盤整備事業等々の事業の中で、フジクラという大手に含まれる企業のかかわりがどのような内容に現状なっておるのかということで、説明ができれば説明できる部分でお受けしたいと思いますので、よろしく御紹介いただきたいと思っております。

○議長(美谷添 生君) 田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 一つずつおくれるの御答弁でまことに申しわけありませんが、先ほどの4番 野田議員からの御質問につきましてですけれども、今後の運用につきましては、とりあえず初年度につきましては、保守関係、ハード・ソフトともにこれは要らないと、見て

もらえるということでございますので、無償で、予算も組んでいないと。当面、気象協会からいただく等々のデータ取得に係る経費が45万ということで、現在、22年度においてはそのように計上させていただいておるといことと、今後につきましては、ハードにつきましては約100万円、あるいはソフトのさまざまなプログラムの維持といひますか、メンテ等もありまして、その半分ぐらいの50万円と、150万円ぐらいの保守が今後は必要になるであろうというふうになってございます。そういうふうな形での今後の運営上のコストがあるということですので、よろしくお願ひいたします。

それから、21番 金子議員の御質問につきましては、フジクラについての現在の業務の発注中身につきまして、少し資料をもちまして御説明させていただきたいと思ひますので、少しお時間をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 大変おそくなって申しわけございませんでした。

野田議員のLANの工事に関し業者数でございますが、一応11社、郡上市内の電気通信業者、郡上市内の業者でございます。11社を指名いたしまして、3社が辞退されまして、8社の応札でございました。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 議事進行について、ただいまの質問に答弁があればいいです。

○議長（美谷添 生君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいま情報課長が参りましたので、直接担当課長の御説明でよろしいでしょうか。

○議長（美谷添 生君） 情報課長。

○市長公室情報課長（遠藤正史君） 失礼いたします。

今、フジクラについてのカルテルについて、金子議員より御質問がありまして、郡上市とのかかわり合いはどういった関係があるかということでのお話だったとお聞きしました。

フジクラにつきましては、本体の会社の方がそういった電線とか光ファイバーケーブルの方をつくっておられて、そういった意味では出荷元ということで、カルテルの方の4社になったというふう聞いております。

それで、郡上市とのかかわりになりますけれども、フジクラの中部支社という名古屋の方の会社になるんですけれども、そちらの方とケーブル関連の保守業務委託の方を毎年、一番最初に平成14年の補正予算の方で新設ケーブルテレビ事業を始めたときからの関係がありまして、基本的にはその設備をつくったところでないとわからないことも多いものですから、業務委託

の方を幾つか出しております。委託料も幾つか細かいものがあるものですから、今、ちょっと正確な数字ではございませんけれども、2,000万ぐらいはあると思っております。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) たびたびフジクラさんという企業名については聞くことがありまして、IP電話の不良というか、不都合な状況がたびたびあったわけではありますが、その件については、フジクラからの業務委託の責任上かもしれませんが、社員を常時張りつけてフォローしておったという経緯も確かに過去にはあったというように思いますが、それがどういうことかわかりませんが、二、三千万の業務委託ということで御説明がございましたが、会社の実態の本当の仕事は光ケーブルですよね。その問題が今回指摘をされた事件にかかわっておったということなんでありますが、たまたま今、委託契約というのもされておるといことですよ、現状。業務委託契約は平成14年とおっしゃったんですが、その時点で業務委託があったんですか。

○議長(美谷添 生君) 情報課長。

○市長公室情報課長(遠藤正史君) 平成14年の補正予算で、ケーブルテレビ事業が立ち上がりましたので、請負としてやられたのがその平成14年度の補正予算の事業ということになります。業務委託につきましては、行政ですので、単年度の事業で進んでおりますので、ことしの場合ですと、4月1日契約で締結したのになります。

(「ちょっと確認させてください」と21番議員の声あり)

○議長(美谷添 生君) 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 立ち上がりの時点には、基本契約の中には、フジクラという会社と工事請負契約はあったんですか、平成14年の立ち上がりの時点では。

○議長(美谷添 生君) 情報課長。

○市長公室情報課長(遠藤正史君) 平成14年のときですが、補正予算でしたので、年度的には15年に事業が行われたわけですけども、そのときに、富士通とか、日本の大手メーカーを何社か集めた中で、そのセンター設備についての入札行為を行った中での請負契約をしたということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 課徴金が支払われたという実績が出ますと、これは独禁法違反ということのみずから認めたということになりまして、契約条項の中からいけば、我々は直接には平成14年の段階においては、恐らく広域連合の事業主体だというように思いますが、広域連合時

代においては、損害賠償の契約条項が契約の中に漏れておったということは、市民病院の電気事業関係のときに、同じように関連が独禁法にひっかかって課徴金を追徴されたと。そこに損害賠償が工事請負の10%というのは、いわゆる工事請負の契約上、そういう条項が県にはあったんですけども、郡上広域の中にはなかったということで、最終的には課徴金の請求はできなかったんですが、ただいま説明があるように、14年当時も恐らく工事請負契約のひな形といえますか、モデルの中には、課徴金の追徴をする、相手に請求する、それを支払っていただく、そういう条文が多分なかったという時期ですので、特段にこれでもってどうこうという措置はもうとれないというふうに私は思いますが、一たんそういう企業の公共性と申しますか、そういう点では、恐らくいろんな意味において指名停止というような形態に、そういう工事によって被害をこうむったというところの自治体は多分そういう措置をとられることがあろうと思いますが、ぜひ我々この件については、サンテックさんが工事請負契約のときに、契約をしたけれども、物流の資材を納入できなかったということで、契約を解除される申し出をされて、むしろ追徴を払われたという経緯もあったわけでありますね。ですから、そういう点では非常にカルテルというのは、恐らく同一業種がそれぞれ連絡をとりながら競争を妨げるということで、問題になったことも我々生々しいんですが、そういう経緯があるもんですから、ちょっと敏感になっておるかもしれませんが、今後の事業推進の中で、あるいは工事の発注はもちろんであります。業務の委託契約、こういう点についてもできるだけ慎重な対応と、他の関連の自治体の措置がどういう形であられるかというのもできるだけ注視をいただいて、適正に事業推進をいただくように、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（美谷添 生君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第99号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第100号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程5、議案第100号 専決処分した事件の承認について（平成21年

度郡上市老人保健特別会計補正予算（専決第1号））について議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第100号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算（専決第1号））。

平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の老人保健特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,279万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,124万円とする。第2項は省略させていただきます。平成22年3月31日専決、郡上市長。

めくっていただきまして、歳出の方から説明させていただきます。

7ページの方をお願いいたします。

御承知のように、老人保健医療につきましては、既に後期高齢者医療の方に移行しておりますので、以前の医療費の精算ということではありますが、先ほど市長の方からの説明もありましたように、いわゆる医療給付費の概算交付金が決定いたしましたものですから、その精算に伴うということでございます。

7ページの歳出の方ではありますが、医療諸費の中の医療給付費が4,209万円の減額でございます。

それから医療支給費の方でございますが、67万9,000円の減でございます。

審査支払手数料が5万3,000円の減額でございます。

それから、諸支出金の償還金でございますが、償還金3万円の増ということでございます。

ただいまの医療諸費の方でございますが、後ほどの歳入と関係してきますけれども、結果的には28万4,000円ということで概算交付金となりましたので、それぞれの医療給付費によりまして、4,209万円につきましては、それぞれのルール分でございますと、12分の6でありますとか12分の4である概算の中で、それぞれ歳入の方が減っておるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

戻っていただきまして、5ページの方ですが、ただいまの4,209万円の医療給付費分でございますけれども、支払基金交付金の中で、医療費交付金として2,131万6,000円の減額でございます。これにつきましては、先ほどの金額のおおむね12分の6ということでございます。

それから審査支払手数料交付金につきましては、2万5,000円の減でございますが、医療費交付金も下がったということで、審査手数料もほとんどなかったということになります。

国庫負担金であります。医療費負担金で1,433万7,000円でございますが、これは医療給付費のおおむね12分の4という数字でございます。それから、国庫負担金の中には医療支給費の67万6,000円の減も含まれてございます。

県負担金でございますが、減額358万4,000円の減でございますが、これは医療給付費のおおむね12分の1ということでございます。

めくっていただきまして、6ページの方でございますが、一般会計の方ですが、先ほど一般会計の補正でございましたけれども、388万8,000円の減額ということで、これも市負担分としてはおおむね医療給付費の10分の1ということでございます。

款の5繰越金でございますが、補正額が10万2,000円で、前年度繰越金。

雑入で返納金、5件でございましたが、25万6,000円ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第100号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第101号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程6、議案第101号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号））について議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第101号につきまして御説明申し上げます。

専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決

第1号))。

平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,568万3,000円とするものでございます。第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、省略をさせていただきます。

続きまして、地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。第2表の地方債補正の関係でございます。

まず簡易水道事業債の関係でございますが、補正前限度額を1億7,220万円としておりましたものを、補正後限度額を1億6,750万円とするものでございます。続きまして、辺地対策事業でございますが、補正前限度額1,630万円を補正後限度額1,780万円とするものでございます。過疎対策事業につきましては、補正前限度額8,130万円を補正後限度額8,550万円とするものでございます。合計で、補正前限度額2億6,980万円を補正後限度額2億7,080万円、100万円の増とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款2の資本的収入の項1建設改良事業収入でございます。まず市債で100万円の追加でございます。これは起債対象事業費の確定に伴うものでございまして、和良統合簡易水道事業、それから国・県・市道の改良関連に伴います事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、繰入金で588万8,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金の減額でございますが、事業費、及び後ほど出てまいります起債の借入利率の確定に伴います財源組み替えによるものでございます。

続きまして、諸収入で313万4,000円の追加でございます。内訳といたしましては、雑入でございますが、これは県の補償費の確定によるものでございます。事業箇所につきましては、大和町の栗巣にございます東側農道、それから白鳥町の赤尾農道の改良に伴う県の補償費でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の事業費、項2の営業外費用でございます。まず利子で175万4,000円の減額でございます。これは20年度借り入れ分の利率確定によるものでございまして、償還金、利子及び割引料でございます。

款2の資本的支出、項1建設改良費の改良費でございますが、これは建設事業費の確定によります財源組み替えでございます。

続きまして、款2の資本的支出、項2の市債償還金でございます。元金でございますが、これも借入利率の確定により財源の組み替えを行うものでございますが、ここでごらんいただきますように、利子で使用料が175万4,000円減額となっておりますので、その余裕となりました財源を元金に充てるというものでございます。

それから、改良費の組み替えの方でございますが、説明を漏らしましたが、諸収入の313万4,000円につきましては、歳入の方で御説明いたしました県の補償費の分でございますが、あと地方債は事業費の確定に伴います地方債の増額によりまして、繰入金を413万4,000円減額とするというものでございますのでお願いをいたします。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第101号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第102号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程7、議案第102号 専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））について議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第102号につきまして御説明申し上げます。

専決処分した事件の承認について（平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,639万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億70万3,000円とする。2項につきましては、事項別で御説明申し上げますので省略をいたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。変更でございますが、まず下水道事業債の関係でございますが、補正前限度額2億7,750万円を補正後限度額2億3,710万円とするものでございます。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業で1億6,640万円を1億3,350万円に、農業集落排水事業9,950万円を9,570万円に、個別排水事業で1,160万円を790万円とするものでございます。続きまして辺地対策事業債の関係でございますが、補正前限度額940万円を補正後限度額760万円とするものでございます。過疎対策事業債でございますが、補正前限度額80万円を補正後限度額70万円でございます。合計で補正前限度額2億8,770万円を補正後限度額2億4,540万円とするものでございます。4,230万円の減額でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金の個別排水事業国庫補助金で141万1,000円の減額でございます。内容につきましては、市型合併浄化槽設置事業の事業確定に伴うものでございます。3月補正で24基の申込基数の確定ということで補正をさせていただきましたが、その後、3基の延伸もしくは取り下げの申し出がございまして、最終的に21年度につきましては21基で確定をしたというものでございます。3基の減につきましては、八幡地域でございます。

款5の繰入金、項1の他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金で1,268万7,000円の減額でございます。それぞれ事業費等の確定によります一般会計繰入金の減額をございまして、公共下水道事業一般会計繰入金で18万5,000円の減額、特定環境保全公共下水道事業一般会計

繰入金で533万1,000円の減額、農業集落排水事業一般会計繰入金で354万4,000円の減額、個別排水事業一般会計繰入金で362万7,000円の減額でございます。

款8の市債、項1市債でございます。下水道事業債で4,040万円の減額でございます。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債で3,290万円の減額、農業集落排水事業債で380万円の減額、個別排水事業債で370万円の減額でございますが、いずれも事業費確定に伴います起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

辺地対策事業債でございますが、180万円の減額でございます。内訳といたしまして、農業集落排水事業債で50万円の増額、個別排水事業債で180万円の減額、特定環境保全公共下水道事業債で50万円の減額でございますが、これも同様に起債事業費の確定によるものでございます。続きまして、過疎対策事業債で10万円の減額でございますが、これも市型の合併処理浄化槽設置事業の事業費の確定に伴います減額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の施設管理費、項1施設管理費でございます。まず農業集落排水施設管理費で500万円の減額。内訳といたしましては、委託料で500万円の減額でございますが、これは農集でございますので、引き拔きの濃縮汚泥の運搬委託経費の確定によるものでございます。

続きまして、個別排水事業施設管理費470万円の減額でございますが、これも委託料でございますが、これは市型の合併浄化槽の維持管理委託経費の基数の確定によるものでございます。この計上分の施設管理費の減額につきましては、建設費の事業費確定に伴いまして、専決で新たに一般会計からの増額の繰り入れを行う必要が出たということから、専決でございますので、計上分で事業確定ができるものにつきまして減額をさせていただいて、新たな一般会計からの増額の繰り入れを回避したというような予算運営上の措置でございますので、御理解をお願いいたします。

款3の建設費、項1建設費でございます。まず特定環境保全公共下水道建設費で3,760万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、需用費で192万円の減額、委託料で1,108万5,000円の減額、工事請負費で2,460万円の減額でございますが、いずれも事業費の確定に伴うものでございまして、まず大和の中央処理区の処理場の増設認可、委託料でございますが、344万4,000円の減額でございます。それから、白鳥処理区におきまして、大島・中津屋地内の国道156号線の改良関連で支障移転工事を予定いたしておりましたが、大島地内、中津屋地内ともに国道改良の方が平成21年度以降に延伸になったということから、皆減をさせていただくというものでございまして、2,460万円の減額でございます。

それから、美並の中央処理区の処理場の設計委託業務等でございますが、それから面整備の事業費の確定に伴いまして、事務費の確定を行うというようなことございまして、合わせまして956万1,000円の減額でございます。

続きまして、農業集落排水建設費で115万円の減額でございますが、これは相生地区の事業費確定に伴いまして事業費の減を行うものでございます。需用費で115万円でございます。

続きまして、個別排水建設費で571万1,000円の減額でございますが、内訳といたしましては、工事請負費で571万1,000円の減額でございます。これは先ほど歳入で御説明申し上げました市型合併浄化槽の基数、それから事業費の確定に伴うものでございます。申込基数24基が21基で確定をしたという結果ございまして、内訳といたしましては、八幡で14基、高鷲で1基、明宝で5基、和良で1基ということで、21年度の事業を行わせていただいたという内容でございます。

最後に8ページをお願いいたします。

款4公債費、項1公債費の利子でございますが、223万2,000円の減額でございます。内訳といたしましては、説明欄にございますように、公共下水道償還利子で18万5,000円の減額、特定環境保全公共下水道償還利子で112万6,000円の減額、農業集落排水償還利子で69万4,000円の減額、個別排水償還金利子で22万7,000円の減額でございますが、これはいずれも20年度分の借入利率の確定に伴うものでございます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第102号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時59分）

○議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第103号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程8、議案第103号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第103号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてです。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所は、郡上市大和町剣1721番地、氏名は畑中かよ子さんでございます。生年月日は昭和25年4月7日。

畑中かよ子さんについて、若干の御紹介をいたします。ちょうど1年前まで市の職員ということでお勤めでありましたが、畑中かよさんは、昭和48年に大和村の方に入職をされまして、以降、幼稚園を中心に御勤務となっております。平成15年には幼児教育センターやまびこ園長、それから合併後の平成18年4月1日からは八幡幼稚園園長、あるいは八幡児童館の館長等も歴任でございます。21年度におきましては、学校教育において大和中学校の評議員、あるいはやまびこ園の評議員、また社会教育においても平成21年度社会教育委員をお務めでございます。さらに平成21年度から現在まで、学校支援ボランティアコーディネーターとして御活躍でございます。この推薦につきましては、現在の有代紀子委員の任期満了の後任として、任期は平成22年5月14日から平成26年5月13日の4年間ということで御推薦申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） ただいま説明のありました議案第103号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案に同意することに決定しました。

◎議案第104号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程9、議案第104号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第1

号) についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第104号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、1ページをお願いします。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,435万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億1,035万9,000円とするとしております。2項につきましては、後ほど御説明します。

それでは、5ページを見ていただきたいと思います。また、あわせて事業概要説明書ということでお届けしてございますので、こちらにも補正理由等、歳入歳出にわたりまして入れてございますので、お目通しをいただければと思います。

歳入でございます。

県支出金の県補助金、商工費県補助金1,824万3,000円の増としてございます。こちらの方では緊急雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金280万9,000円、3事業でございます。それから緊急の重点分野のところでの雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金としまして、1,543万4,000円という内容のものでございます。

次に寄附金、10万円上げてございます。商工費寄附金としまして、これは先般のさくら道ネイチャーランの開催に充当してもらおうようにというような目的で寄附を東京都在住の方からいただきまして、計上させていただいております。

それから、繰越金536万5,000円。

そして諸収入の雑入ですが、65万1,000円。総務費の雑入1万3,000円。これは雇用保険の関係の負担金でございますし、6ページを見ていただきまして、もう一つが衛生費の雑入、これは後ほど支出で出ますが、損害保険金の受け入れということでございます。

次に歳出、7ページでございます。

総務費、総務管理費の一般管理費で446万4,000円の増としてございます。共済費77万2,000円。説明のところに二つ上げてございますが、臨時職員の共済関係、これは2人分ですが、44万9,000円。それから、今回の緊急雇用の関係での共済費として32万3,000円が合わさったものでございます。それから賃金336万7,000円としてございますが、ここでは2人の日日雇用職員、

人事異動等の関係もございまして、追加で雇い入れをお願いしたいというものでございます。それから委託料32万5,000円でございますが、これは子ども手当の施行に伴います給与システムの改修ということで計上をしております。

それから次、財産管理費156万円の増。賃金と需用費に組みさせていただいております。市有林の台帳整備のために2人雇用をお願いしたいということで上げてございます。

企画費337万5,000円。賃金と委託料で上げてございます。重点雇用の関係としまして、自主運行バスのOD調査事業、これは起点・終点での乗降者の実態調査というような内容でございますが、その関係。それから、緊急雇用の事業②としまして地籍調査で92万6,000円、それぞれ1人の雇い入れです。

それから次、衛生費の環境衛生費63万8,000円でございます。こちらの方は修繕料で計上しております。大和の斎場がこのほどの雪で屋根が破損したということでの修繕を行わせていただきます。

次、8ページを見ていただきますと、農業費の農業振興費で1,136万6,000円計上してございます。委託料で組んでおりまして、グリーン・ツーリズムの推進としまして、1人の雇用を予定してございます。209万7,000円。それから、次が、繭の里郡上支援事業という事業名でもって497万8,000円。こちらの方では2人ほど予定をしております。それから地産地消推進事業429万1,000円、こちらも2人の雇用を予定してございます。

次が、商工費の観光費で295万6,000円。委託料と負担金で計上をしております。イベント開催で10万円。先ほど歳入で御説明しました寄附金をこちらの方へ充当させていただきたいということですし、もう一つが重点雇用の事業で、地域食材提供推進という事業名のもとで、1人の雇用285万6,000円でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 何点か質問させていただきます。

まず最初に緊急雇用事業で、緊急雇用で職員をとということなんですけれども、先般もこういった事業を随分やってみえると思うんですが、この雇用に関しまして、募集されると何人かの方が応募してみえると思うんですけれども、どんな試験があつてとか、どんな基準で採用してみえるのか。実はいろんな人にお聞きすると、物すごく大勢の方が集まってみえて、どうも不透明だという意見もありまして、とにかく若い人から雇われるとか、いろんな意見が出てきま

す。もちろん雇われなかった人には不満があると思うんですけども、はっきりとした基準があれば教えていただきたいなあと思いますので、1点質問させていただきます。

それから次、一番下の方にありました地産地消推進事業、これは委託料と書いてありましたので、今、総務部長は雇用だと言われましたけれども、これとか地域食材提供推進事業、委託料と書いてありまして、これも雇用だと言われましたけれども、僕は委託だと思って、どこへ委託されるのかなあという思いがしておったんですけども、先日も何か学校給食と農家との話し合いを持たれたということもちょっと聞いておるんですけども、現に農業をやってみえる方と使う方という考えだけで地産地消を進められるということに対しては、もう少し大きな目で、例えば今まで建設業をやってみえて、業種をかえて農業をやろうとか、そういう人たちにも農業に参入してもらえるとといった形での地産地消の推進の仕方であると思うんですね。もう少し大きい観点で地産地消というものをとらえていただかないとだめかなという気がするんですが、現在農業をやってみえる小さなところを相手に食材の利用とかでなしに、郡上全体で例えばこういう食材が必要だから、こういう食材をどこかでつくるところはないかというような呼びかけをしていかない限りは、大きな地産地消ということにはならないと思うんですが、その辺のことも含めまして、この地産地消推進事業、どんな形で、どういう思いでみえるのか、ちょっとお伺いしたいと。2点についてお伺いします。

○議長（美谷添 生君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） まず、緊急雇用につきましてお答えを申し上げたいと思いますが、形式としては、直接雇用と、それからもう一つは、いろんな団体とか機関に対して委託をして、そこが採用されるという、まず2通りがあります。

ただいまのお話は、恐らく、つい先週もありましたが、直接雇用の分だと思います。3月の議会で、当初でまずは6名ということで、3分野6名で募集をいたしました。29名応募があつて、若干辞退されましたが、いずれにしても4倍以上の実際の試験ということになりました。そういう中で、どの方も現在の厳しい経済状況の中で、失業、あるいはそのような形になってみえるわけで、どの方もそういう緊急雇用で何とかというふうにするわけですけども、まず枠がございます。今般の場合は6名の採用ということになりますので、試験のあり方は、筆記とかというよりは、直接その事業を行うところの担当課長が試験官となります。今般の場合は3課長が試験官となりまして、人事課長と4名の中で面接試験を行うということで、その試験におきましては、一定の様式をつくっております。全体では10項目くらいにつきまして5段階くらいに分けたような、これはちょっとイメージですけども、そういうもので面接をさせていただいて、そのものは点数化されます。3名の方を足して、それで人事課長が入って総合的な評価があると、そこで決められていくということになります。

募集につきましては、当然ハローワークさん、あるいは市のCATV、あるいは音告等々におきましてできるだけ広く周知をさせていただくと、このような手続で行っておるところでございます。以上です。

○議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、地産地消ということで御質問でございます。

今、ビジョンの中で、議員言われましたように生産体制のこととか、販売体制の強化ということが非常にこれから重要になってくるという中で、今回、この重点雇用の中で地産地消推進事業というふうで、2人を1年間使っていきたいという中で、この目的においては、やはり郡上においては標高差が非常にある中で、この特性を生かした生産体制と、またその農産物の青空市場館等々の物流等が非常に重要になってこようかと思えます。やはり郡上の中でどれだけそのものが流せるか、また生産できるかということも、議員言われましたように、そういうことを展開していきたいという中で、今回、2人という形で重点雇用で設けていくということでございます。

それで、今回どこを核としてやっていくかという中で、やはりビジョンの中でも、郡上の中での市場においては、今度28日に完成します旬彩館がございます。そこが郡上の市場の起点になるということで、大和の組合の方をお願いしまして、2人雇用、5月以降から夏野菜用に展開していきたいということで、今回計上してございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） わかりました。この緊急雇用に関しましては、やっぱりシビアな問題が幾つかありますので、応募された方に、もちろん全員採用するわけにいかないですから、かなり難しいことはわかるんですけども、やっぱり皆さんが納得されるような方法で、どうも年齢順に選ばれておるじゃないかとか、いろいろ不満は出ているようですので、そういうことのないようにしていただきたいなと思えます。

また、地産地消の事業ですけれども、先ほども言いましたように、もっと農家を対象にするんじゃないに、これから農業に参入していただきたい、例えば郡上でどれだけの農業の消費量というものがあるかという把握をした中で進めていくとか、またこの地産地消を進めるということは、例えば野菜をあっちへ行ったりこっちへ行ったりということでなしに、燃料を使わないで、エコとか、そういった形にもつながるわけですから、そういった面も踏まえて重点的な事業を、もうちょっと観点を変えて進んでいただきたいなと思えますので、お願いいたします。以上です。

○議長（美谷添 生君） ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第104号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第3号について(報告)

○議長(美谷添 生君) 日程10、報告第3号 専決処分の報告について議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第1号でございます。専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

一つ、損害賠償による和解の内容でございます。

平成22年3月9日午後3時30分ごろ、郡上市八幡町小野地内、国道472号線において、信号待ちで停車していた車両に公用車が追突した。市は示談により損害を賠償するものでございます。相手方につきましては、ここに記載してございますのでお願いをいたします。

賠償の額でございますが、44万9,753円でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(美谷添 生君) 以上で報告第3号を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(午後 1時20分)

○副議長(渡辺友三君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時28分)

◎議報告第5号について（議案朗読・採決）

○副議長（渡辺友三君） ただいま議長 美谷添生君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思
います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、日程11、議報告第5号 議長の辞職に
ついてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、美谷添生君の退場を求めます。

（議長 美谷添生君 退場）

○副議長（渡辺友三君） 追加議事日程及び議案につきましては、お手元に配付してありますの
で、御了承ください。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、ただいま追加になりました議案につきまして、読み
上げさせていただきます。

日程11、議報告第5号 議長の辞職について。

議会議長から辞職願が提出されたので、郡上市議会会議規則第98条第2項の規定により報
告し、許否を求める。平成22年4月20日報告、郡上市議会副議長 渡辺友三。

以上でございます。

○副議長（渡辺友三君） お諮りをいたします。ただいま朗読いたしました美谷添生君の議長の
辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、美谷添生君の辞職を許可することに決
定いたしました。

美谷添生君の入場を許可いたします。

（19番 美谷添生君 入場）

◎議選挙第1号について

○副議長（渡辺友三君） この際、お諮りをいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、
議長の選挙を議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、日程12、議選挙第1号 議長の選挙に

ついてを日程に追加し、議長の選挙を議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程及び議案をお配りいたします。

(追加議事日程及び議案配付)

○副議長(渡辺友三君) 日程12、議選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法につきましては、どのようにしたらよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡辺友三君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議長の選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案します。選考委員会の構成員は、八幡地域議員3名、大和地域議員1名、白鳥地域議員2名、高鷲地域、美並地域、明宝地域、和良地域議員は各1名の合計10名とし、副議長はオブザーバーとして出席することを提案します。

以上、動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡辺友三君) ただいま15番 清水敏夫君より、選挙は指名推選による方法と、指名の方法は選考委員会を構成し選考する方法が動機として提出されました。所定の賛成者がありましたので、この動議は成立をいたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

お諮りをいたします。議長の選出方法につきましては、ただいまの動議のとおり選考委員会の構成により選考することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選とし、指名の方法は、選考委員会を構成して選考することと決定いたしました。

お諮りをいたします。選考委員会の委員を副議長が指名することといたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。

それでは、選考委員を発表いたします。

3番 田代はつ江君、5番 鷲見馨君、6番 山下明君、7番 山田忠平君、9番 古川文雄君、11番 上田謙市君、15番 清水敏夫君、17番 池田喜八郎君、18番 森藤雅毅君、20番 田中和幸君を指名いたします。

それでは、委員の方々は委員会室において選考をお願いいたします。

それでは、議長の選考が終わりますまで、暫時休憩といたします。

(午後 1時36分)

○副議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

○副議長（渡辺友三君） 選考の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

20番。

○20番（田中和幸君） それでは、ただいま選考委員に選ばれた者が会議室に集まりましていろいろ意見が出ました。そういう中で、まず恒例に従って、南部、北部のこともありますし、また地域的なこともありますし、いろいろな観点から選んで、17番の池田喜八郎君を議長に推薦することに決定しましたので御報告をいたします。以上です。

○副議長（渡辺友三君） 御苦労さまでございました。

ただいまの報告は、池田喜八郎君を議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することといたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、副議長において指名することと決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

議長には、池田喜八郎君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました池田喜八郎君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました池田喜八郎君を議長の当選人といたします。

ただいま議長に当選されました池田喜八郎君に、郡上市議会会議規則第33条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長に当選されました池田喜八郎君よりごあいさつをいただきます。

池田喜八郎君。

○新議長（池田喜八郎君） ただいま議員各位の御推挙によりまして議長に就任をいたしました。

大変光栄に存ずるとともに、責任の重大さを痛感しておるのが今の心境でございます。もとより浅学非才でございますけど、皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。議会の果たす役割につきましては大変大きなものがありますし、また開かれた議会を目指して議員各位の絶大なる御協力をお願い申し上げる次第でございます。また、市長さん初め執行部の方々におかれましても、大変財政の厳しい中ではありますが、市民の負託にこたえ、我々とともにこの難局を乗り切るよう御協力を申し上げ、執行部側と是々非々の立場もあろうかと思いますが、市民の幸せとみんなで作る郡上の理念のもとに、一生懸命努力したいと思っておりますので、絶大なる御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。（拍手）

○副議長（渡辺友三君） 新しく当選されました、17番 池田喜八郎君、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

（午後 1時51分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時04分）

◎議報告第6号について（議案朗読・採決）

○議長（池田喜八郎君） ただいま副議長 渡辺友三君から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りをいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、日程13、議報告第6号 副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺友三君の退場を求めます。

（副議長 渡辺友三君 退場）

○議長（池田喜八郎君） 追加議事日程及び議案については、お手元に配付してあります。御了承をいただきます。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、ただいま追加になりました議案につきまして、読み上げさせていただきます。

日程13、議報告第6号 副議長の辞職について。

議会副議長から辞職願いが提出されたので、郡上市議会会議規則第98条第2項の規定により報告し、許否を求める。平成22年4月20日報告、郡上市議会議長 池田喜八郎。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま朗読しました渡辺友三君の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、渡辺友三君の辞職を許可することに決定しました。

渡辺友三君の入場を許可します。

（14番 渡辺友三君 入場）

○議長（池田喜八郎君） この際、お諮りをいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、副議長の選挙を議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、日程14、議選挙第2号 副議長の選挙についてを日程に追加し、議長の選挙を議題とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。各特別委員会委員の辞職願いが出ておりますので、この辞任についてを日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会委員の辞任を日程に追加すること決定をいたしました。

ただいまから追加議事日程及び議案をお配りいたします。

ちょっと議事日程が間に合いませんので、暫時休憩をいたします。10分ほど休憩いたします。

（午後 2時09分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時22分）

◎議選挙第2号について

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長の選挙については、どのような方法で行ったらよろしいか、お諮りをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 動議を提出します。

ただいま議題となっております副議長の選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案します。選考委員会の構成員は、議長選出時の選考委員会をもって充て、選考委員の池田喜八郎君は議長としてオブザーバーで出席することを提案します。

以上、動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） ただいま18番 森藤雅毅君から選考委員会による選出方法の動議が提出されました。所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、ただいまの動議を議題といたします。

お諮りをいたします。副議長の選出方法については、ただいまの動議のとおり選考委員会により選考し、選考委員には、議長の選出時の選考委員会をもって充てるということに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成により選考することに決定をいたしました。

選考委員には、議長選出時の選考委員を指名いたします。

選考委員会を委員会室で行いますので、選考委員の方はお集まりをいただきます。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

（午後 2時25分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時31分）

○議長（池田喜八郎君） 副議長の選挙結果につきまして、選考委員会委員長から報告を求めます。

20番 田中君。

○20番（田中和幸君） 先ほどの議長の推薦委員会そのままということで、また引き続き選考委員会の委員長を私に務めよということでしたので、取りまとめをいたしました。

それで、副議長に13番 尾村忠雄君を指名することに決定しましたので、御報告を申し上げます。以上。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

ただいまの報告は、尾村忠雄君を副議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、副議長の指名方法につきましては、議長において指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

副議長には、尾村忠雄君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名した尾村忠雄君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました尾村忠雄君を副議長の当選人とすることに決定をいたしました。

ただいま副議長に当選されました尾村忠雄君に、郡上市議会会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました尾村忠雄君にごあいさつをいただきます。

13番 尾村忠雄君。

○新副議長（尾村忠雄君） ただいまは、議員各位におかれましては、不肖私を副議長にということを決定的にいただきましてまことにありがとうございました。もとより浅学非才であり、器ではございませんけれども、池田新議長を補佐しながら頑張っていきますので、どうかよろしく願いをいたします。合併して7年目に入りました。議会と行政は車の両輪のごとくと言われております。行政は行政、また議会は議会でございますけれども、そういった関係の中で議会運営をやっていかなければならないと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。いずれにしましても、私ごときを選んでいただきましたことを心からお礼申し上げ、意を尽くせませんが、お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（池田喜八郎君） 新しく当選されました13番 尾村忠雄君、今後ともよろしく願いをいたします。

◎議報告第7号から議報告第11号までについて（採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程15、議報告第7号 議会だより編集特別委

員会委員の辞任について、日程16、議報告第8号 行財政改革特別委員会委員の辞任について、日程17、議報告第9号 市有林管理特別委員会委員の辞任について、日程18、議報告第10号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任について、日程19、議報告第11号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の辞任についての5件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議報告第7号から議報告第11号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております特別委員会委員の辞任については、各委員から辞任願いが提出されています。各委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議報告第7号から議報告第11号までの各特別委員会委員の辞任は許可されました。

◎議発第4号について(議案朗読・採決)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程20、議発第4号 議会だより編集特別委員会の定数についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議発第4号を議題とすることに決定いたしました。

ただいまから追加議事日程及び議案をお配りいたします。

(追加議事日程及び議案配付)

○議長(池田喜八郎君) それでは事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第4号

議会だより編集特別委員会の定数について

議会だより編集特別委員会の定数について、郡上市議会委員会条例第6条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成22年4月20日提出

郡上市議会議長 池田喜八郎

記

委員の定数 7人

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ただいま議題となっております議発第4号は、原案のとおり定数を7人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 議会だより編集特別委員会の定数は7人に決定をいたしました。

お諮りをいたします。日程21、議選任第1号 常任委員会委員の選任について、日程22、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、日程23、議選任第3号 議会だより編集特別委員会委員の選任について、日程24、議選任第4号 行財政改革特別委員会委員の選任について、日程25、議選任第5号 市有林管理特別委員会委員の選任について、日程26、議選任第6号 濃飛横断自動車整備促進特別委員会委員の選任について、日程27、議選任第7号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の選任について、以上の7件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議選任第1号から議選任第7号までの7件を日程に追加することに決定をいたしました。

ただいまから追加議事日程及び議案をお配りいたします。

（追加日程及び議案配付）

○議長（池田喜八郎君） 日程の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

◎議選任第1号から議選任第7号までについて

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程21、議選任第1号 常任委員会委員の選任についてから日程27、議選任第7号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の選任についての7件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議選任第1号から議選任第7号までの7件を一括議題とすることに決定いたしました。

ただいま議題となっております常任委員会、議会運営委員会、特別委員会委員については、選考委員会を構成し、選考していただきたいと思っております。選考委員は副議長推薦時と同様とし、

議長はオブザーバーとして出席することにいたします。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

(午後 2時46分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

○議長（池田喜八郎君） 委員会の委員については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により次のように指名をいたします。

指名については、事務局に報告をさせます。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、報告をさせていただきます。

議選任第1号 常任委員会委員の選任について。

総務常任委員会委員7名でございます。お名前を申し上げます。

4番 野田龍雄議員、8番 村瀬弥治郎議員、11番 上田謙市議員、13番 尾村忠雄議員、16番 川嶋稔議員、17番 池田喜八郎議員、21番 金子智孝議員。

次に、産業建設常任委員会委員7名でございます。

1番 田中康久議員、5番 鷺見馨議員、6番 山下明議員、7番 山田忠平議員、9番 古川文雄議員、12番 武藤忠樹議員、19番 美谷添生議員。

次に、文教民生常任委員会委員7名でございます。

2番 森喜人議員、3番 田代はつ江議員、10番 清水正照議員、14番 渡辺友三議員、15番 清水敏夫議員、18番 森藤雅毅議員、20番 田中和幸議員。

続きまして、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について報告いたします。

2番 森喜人議員、14番 渡辺友三議員、15番 清水敏夫議員、16番 川嶋稔議員、18番 森藤雅毅議員、19番 美谷添生議員、21番 金子智孝議員。

続きまして、議選任第3号 議会だより編集特別委員会委員の選任について御報告いたします。

1番 田中康久議員、2番 森喜人議員、3番 田代はつ江議員、9番 古川文雄議員、13番 尾村忠雄議員、14番 渡辺友三議員、20番 田中和幸議員。

続きまして、議選任第4号 行財政改革特別委員会委員の選任について御報告いたします。

3番 田代はつ江議員、5番 鷺見馨議員、6番 山下明議員、8番 村瀬弥治郎議員、9番 古川文雄議員、11番 上田謙市議員、15番 清水敏夫議員。

続きまして、議選任第5号 市有林管理特別委員会委員の選任について御報告いたします。

1 番 田中康久議員、4 番 野田龍雄議員、6 番 山下明議員、10 番 清水正照議員、12 番 武藤忠樹議員、18 番 森藤雅毅議員、19 番 美谷添生議員。

続きまして、議選任第 6 号 濃飛横断自動車整備促進特別委員会委員の選任について御報告いたします。

7 番 山田忠平議員、12 番 武藤忠樹議員、14 番 渡辺友三議員、15 番 清水敏夫議員、16 番 川嶋稔議員、21 番 金子智孝議員。

続きまして、議選任第 7 号 過疎・辺地総合対策特別委員会委員の選任について御報告いたします。

1 番 田中康久議員、2 番 森喜人議員、4 番 野田龍雄議員、5 番 鷺見馨議員、7 番 山田忠平議員、15 番 清水敏夫議員、16 番 川嶋稔議員。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。各委員会委員をただいま指名したとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員会委員には、ただいま指名いたしましたとおり決定をいたしました。

郡上市議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。

（午後 3 時 0 7 分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 5 4 分）

○議長（池田喜八郎君） 今、市長来客のため、ちょっと中座をしておりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、各委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。

事務局に報告をさせます。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは報告をさせていただきます。

総務常任委員会委員長 11 番 上田謙市議員、同副委員長 8 番 村瀬弥治郎議員。

産業建設常任委員会委員長 12 番 武藤忠樹議員、副委員長 6 番 山下明議員。

文教民生常任委員会委員長 18 番 森藤雅毅議員、副委員長 3 番 田代はつ江議員。

議会運営委員会委員長 21 番 金子智孝議員、副委員長 16 番 川嶋稔議員。

議会だより編集特別委員会委員長 20番 田中和幸議員、副委員長 2番 森喜人議員。

行財政改革特別委員会委員長 9番 古川文雄議員、副委員長 5番 鷺見馨議員。

市有林管理特別委員会委員長 19番 美谷添生議員、副委員長 1番 田中康久議員。

濃飛横断自動車整備促進特別委員会委員長 7番 山田忠平議員、副委員長 14番 渡辺友三議員。

過疎・辺地総合対策特別委員会委員長 15番 清水敏夫議員、副委員長 4番 野田龍雄議員。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 各委員会委員長及び副委員長には、ただいま報告しましたとおり決定をいたしました。

ただいま、監査委員 川嶋稔君から監査委員の辞職願いが市長に提出されました。

◎議案第105号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程28、議案第105号 郡上市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、清水正照君の退場を求めます。

（10番 清水正照君 退場）

○議長（池田喜八郎君） 追加議事日程及び議案については、お手元に配付してありますので御了承をいただきます。

それでは説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第105号 郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成22年4月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市白鳥町中西475番地5、清水正照議員でございます。生年月日、昭和26年3月4日。

このことにつきましては、本日、川嶋監査委員から市長あてに辞職願いが出され、受理されたことに伴うものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました選任同意につつまし

ては、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第105号 郡上市監査委員の選任同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

清水正照君の入場を許可いたします。

(10番 清水正照君 入場)

○議長(池田喜八郎君) ちょっと市長さんに言ってありますので、閉会のあいさつをいただく関係上、暫時休憩をいたします。

(午後 4時01分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時03分)

○議長(池田喜八郎君) なお、役員構成名簿につきましては、今印刷をしておりますので、全協のところ配付をいたしたいと思えます。

◎市長あいさつ

○議長(池田喜八郎君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、日置市長さんよりごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長(日置敏明君) 第3回郡上市議会臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思えます。

まず、本日提案をさせていただきました議案につきましては、御決定をいただきましてまことにありがとうございました。また、いろいろと御質問、御意見等ございましたが、そうした点を踏まえて執行に当たらせていただきたいというふうに存じております。

また、本日、議会におかれましては、今任期の後半に向けての議会の体制が決められたわけでございます。まずもってこれまで2年間、議長、副議長をお務めいただきました美谷添議長さん、あるいは渡辺副議長さん、また各常任委員会、特別委員会の委員長さん、副委員長さん初め、また議会選出の監査委員ということで、川嶋委員さんには大変それぞれお世話になったことを厚く御礼申し上げたいと思えます。また、今回、それぞれ御決定になりました池田議長さん、そして尾村副議長さん、また清水監査委員さん初め、各常任委員会、特別委員会の皆様

方には大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどもございまして、議会と執行部、車の両輪となって市民の皆様方の信頼にこたえていくということが大切であるというふうに思ひます。私どもも、そうした考え方のもとに一生懸命協力をしながらやっけてまいりたいというふうに思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

簡単でございますが、以上をもちまして閉会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、議員各位の終始極めて真剣な御審議により、また議会構成もスムーズに決定いただきました。これですべて議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと、深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、その御労苦に対しましても厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、6月には定例会が控えております。健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、平成22年第3回郡上市議会臨時会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。

（午後 4時08分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会新議長 池 田 喜八郎

郡上市議会副議長
郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄